平成２２年（再ロ）第９号

青森市大字三内字丸山159番地４
再生債務者　齊藤　広樹

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月19日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第５号

大阪府岸和田市小松里町1087番地奥村ハイツ102号
再生債務者　猪川　恵

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月17日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１４号

山形市松波４丁目12番33号　Ｕコーポ Ｄ号
再生債務者　渡辺　宙聖

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月19日
山形地方裁判所民事部

平成２２年（再ロ）第６号

栃木県佐野市高萩町1202番地７
再生債務者　小野　幸雄

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月19日
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（再ロ）第７号

栃木県佐野市高萩町1202番地７
再生債務者　小野記代子

１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年１月19日
宇都宮地方裁判所足利支部

裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

平成23年１月１日
裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　竹﨑　博允

第31条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「35.79／1,000」とあるのは、「1.27／1,000」とする。

附　則

この変更は、平成23年１月１日から施行する。

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、この合併については平成二十三年一月二十日に合併後旧主務官庁の認可を得ています。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年一月二十七日
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一三番一五号
（甲）財団法人ヘルス・サイエンス・センター
理事　清水彰太郎
神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一三番七号
（乙）財団法人新医療施設開発振興財団
理事　清水彰太郎

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社丸栄エイセイクリーン（愛知県名古屋市中区錦三丁目二三番二一号）に対して当社の清掃事業・装飾事業・ビルメンテナンス事業及びこれに附帯する事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月二十一日
掲載頁　八十四頁（号外第一〇七号）
平成二十三年一月二十七日
愛知県名古屋市中区錦三丁目二三番三一号
株式会社栄工社
代表取締役　秋丸　隆士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
効力発生日は平成二十三年三月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ろはとします。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年一月二十七日
東京都新宿区北新宿一丁目二九番一一号
合同会社ろは
代表社員　渡辺　正裕

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年一月二十七日
神奈川県横浜市鶴見区生麦三丁目七番一三号マキシムＩＫ五一三〇三号室
熊澤コンサルタント合同会社
代表社員　熊澤　一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十三年一月二十七日
北九州市若松区浜町三丁目四番二号
双葉土地合資会社
代表社員　丸林　純子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し、三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年二月二十八日であり、株主総会の決議は、平成二十三年一月二十六日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は計算書類の公告義務はありません。
平成二十三年一月二十七日
青森県八戸市青葉一丁目一三番一七号
有限会社でがい
代表取締役　出貝勇次郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十三年三月二十六日であり、株主総会の決議は、平成二十三年一月十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年一月二十七日
東京都杉並区久我山三丁目一〇番二〇号
バリューホーム株式会社
代表取締役　土岐　晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し九百九十万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
確定した最終事業年度はありません。
平成二十三年一月二十七日
東京都練馬区貫井二丁目一番一九号
ティーエスデリカ株式会社
代表取締役　田中　宏幸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し五千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月二十一日
掲載頁　八十四頁（号外第一〇七号）
平成二十三年一月二十七日
愛知県名古屋市中区錦三丁目二三番三一号
株式会社栄工社
代表取締役　秋丸　隆士